

電気通信紛争処理委員会の概要

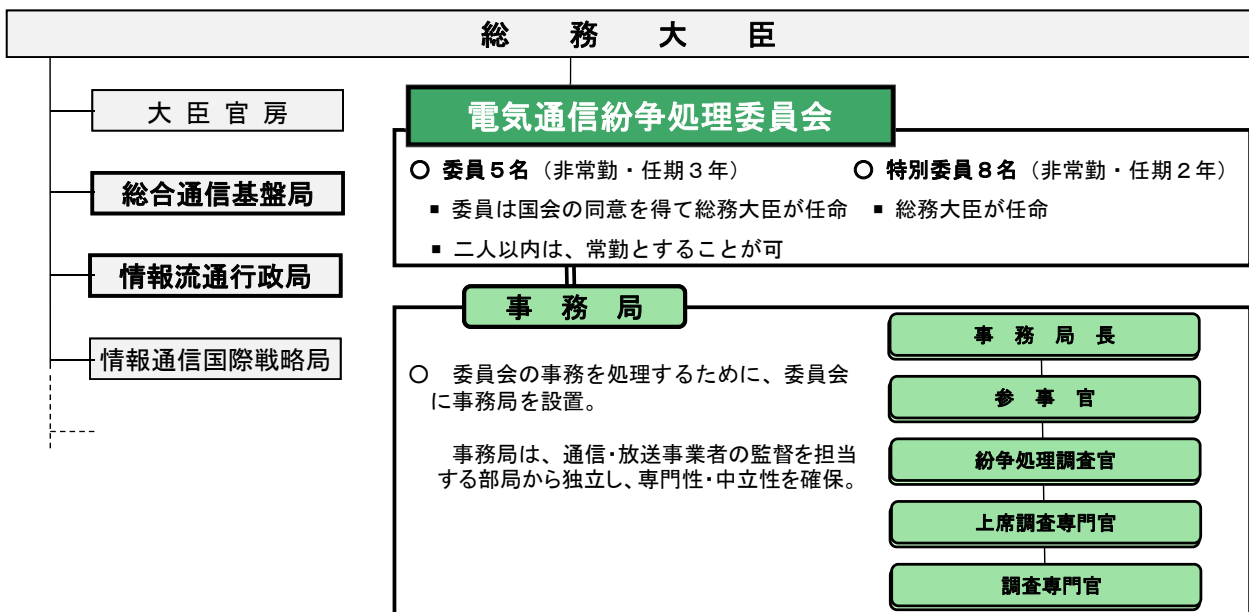
平成24年4月 電気通信紛争処理委員会事務局

1. 電気通信紛争処理委員会の設置・組織

平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置(当初の名称は「電気通信事業紛争処理委員会」)。

平成23年6月30日、放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)の施行により「電気通信紛争処理委員会」と名称変更。

・電気通信紛争処理委員会の設置は、電気通信事業法に規定。



2. 電気通信紛争処理委員会の機能

あっせん・仲裁

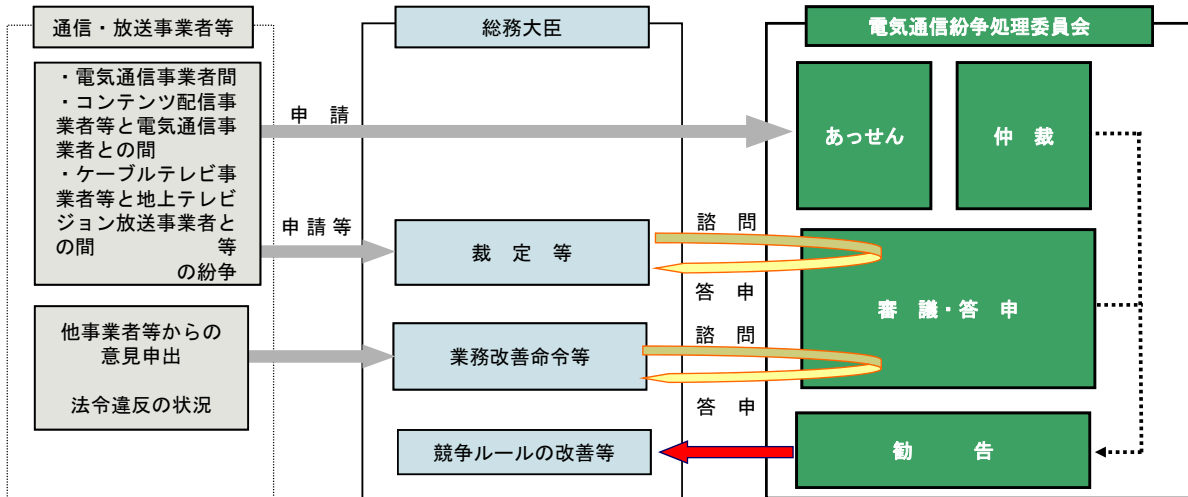
- 電気通信事業者間、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間、ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施する。

諮問に対する 審議・答申

- 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行う。

勸告

- あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勸告を行う。



相談

- 事務局に相談窓口を設け、事業者間の紛争等に関する相談に対応している。

3. あっせん・仲裁制度の概要

《あっせん》

あっせん委員が紛争当事者の間に入って両者の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図るもの。

両当事者の合意により進められる手続のため、強制されることはない。

- ・ あっせん委員は、委員及び特別委員の中から、事案ごとに委員会が通例3人程度を指名。
- ・ あっせん委員は、あっせん案を作成し、当事者に提示することができる。

《仲裁》

紛争当事者が仲裁委員の行う仲裁判断に服することを合意した上で行われる。

当事者は、仲裁判断について、手続上瑕疵のある場合を除いて訴訟で争うことはできない。

- ・ 仲裁委員は、委員及び特別委員の中から、原則として当事者が合意により選定した者3人を、委員会が指名。
- ・ 仲裁判断には、当事者間において確定判決と同一の効力が発生する。

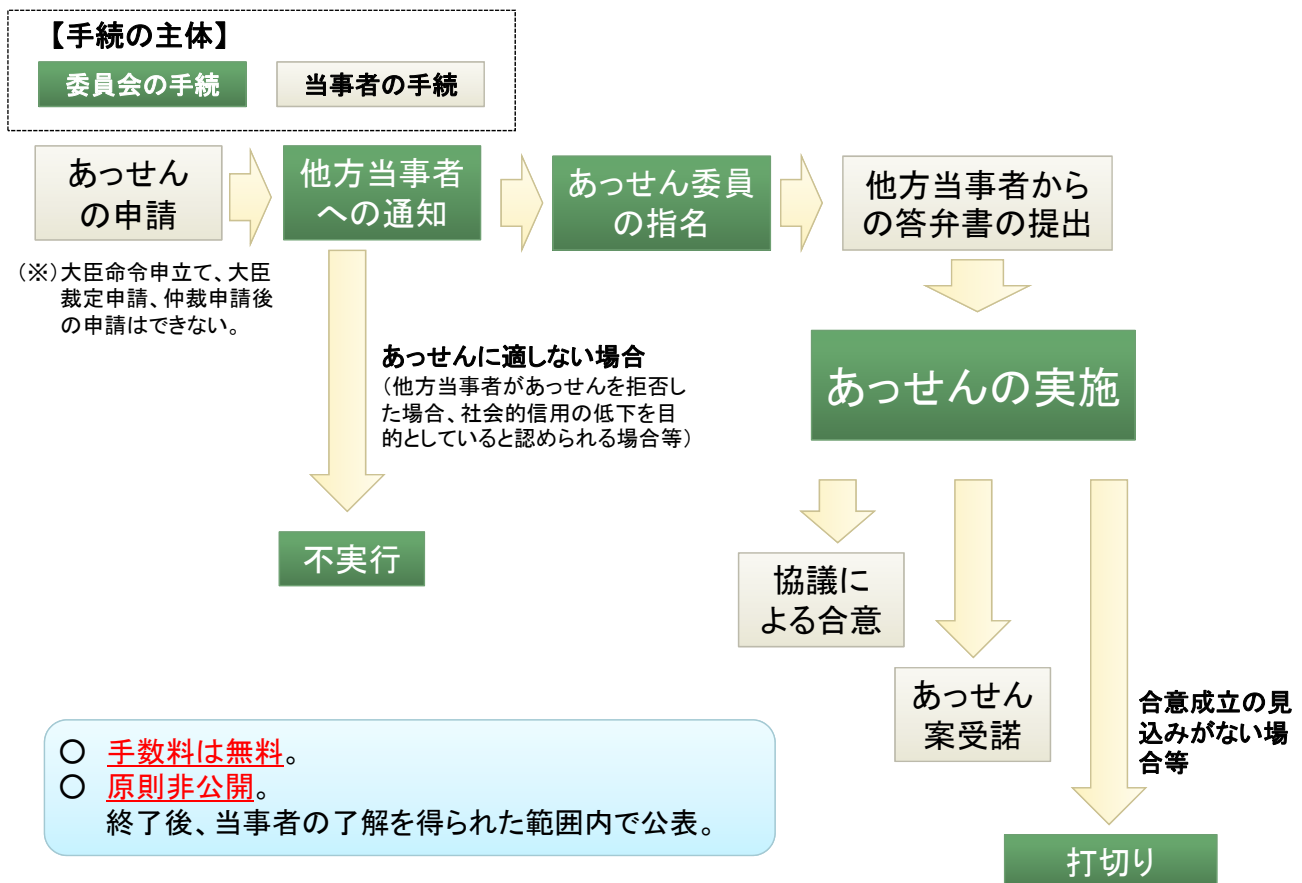
4. 紛争の種類ごとの紛争処理手続

当事者	協議の内容	相手方が協定・契約の締結(又は再放送の同意)の協議に応じないとき	協定・契約の締結(又は再放送の同意)の協議が調わないとき	金額、接続条件等の細目について協議が調わないとき
電気通信事業者間	○ 電気通信設備の接続に関する協定 ○ 電気通信設備の共用に関する協定 ● 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定 ○ 卸電気通信役務の提供に関する契約	あつせん 大臣命令	あつせん 大臣命令	あつせん 仲裁 大臣裁定
	○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約 ・ 接続に必要な電気通信設備の設置・保守 ・ 接続に必要な土地・建物・管路等の利用 ・ 接続に必要な情報の提供 ・ 電気通信役務の提供に関する契約の締結の取次や料金回収等の業務委託 等	—	—	あつせん 仲裁
電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間	● コンテンツ配信事業者等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約 (※)電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)	—	—	あつせん 仲裁
ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者との間	● 地上テレビジョン放送の再放送に係る同意	あつせん 大臣裁定	あつせん 仲裁 大臣裁定	—
無線局(※)を開設・変更しようとする者その他の無線局(※)の免許人等との間	○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約 (※)電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局	あつせん	あつせん 仲裁	—

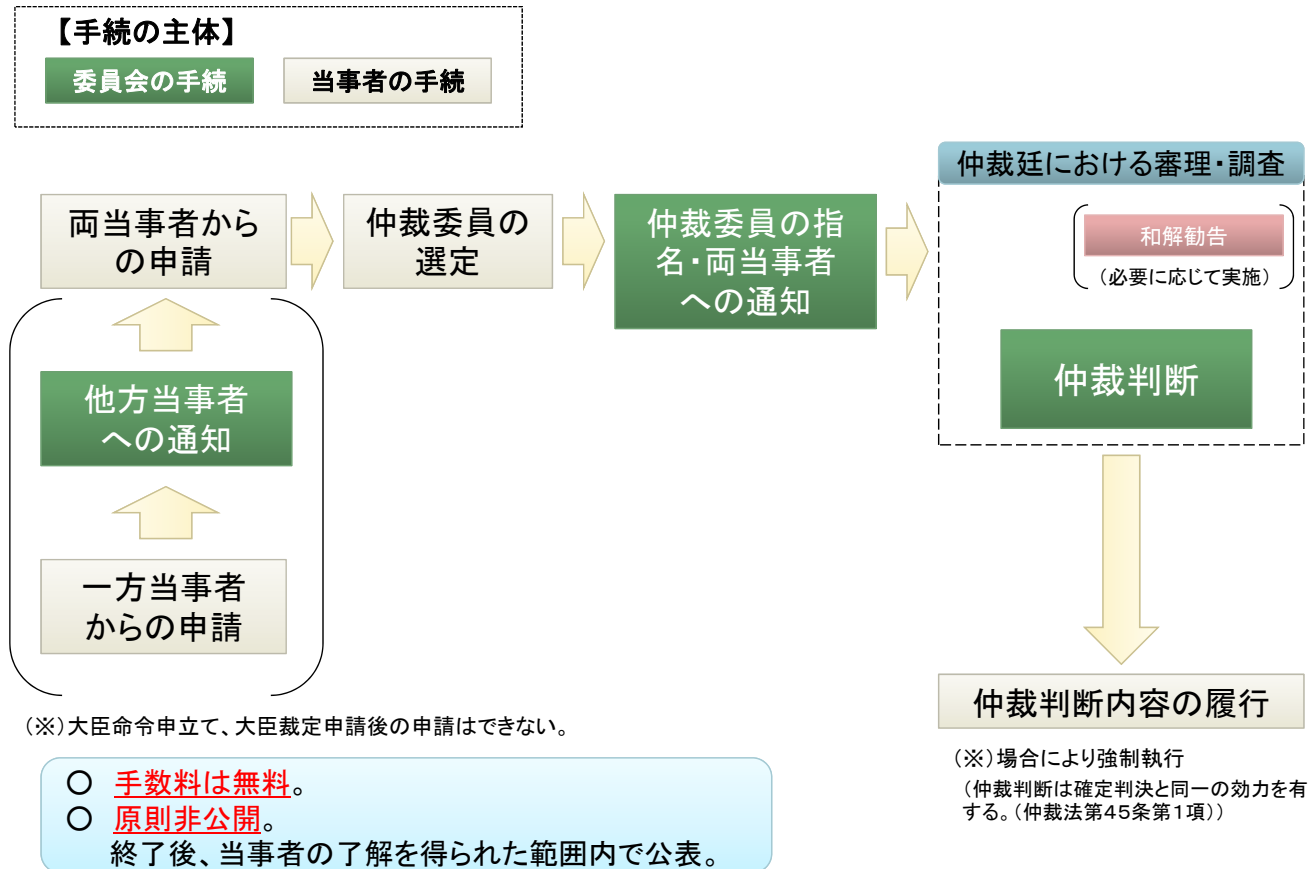
注1: 協議内容の「●」は平成23年6月の放送法等の一部改正に伴い追加されたもの、「○」はそれ以前からのもの。

注2: 「大臣命令」又は「大臣裁定」の場合は、電気通信紛争処理委員会への諮問がなされる。

5. あつせん手続の流れ



6. 仲裁手続の流れ



7. 事業者相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等幅広く行っています。

事業者相談窓口のポイント

- ◆ 相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではないため、協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても相談を受け付けています。
- ◆ 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続(制度の概要や申請の方法等)を知りたい」等のお問い合わせについても幅広く受け付けています。
- ◆ 相談は、無料・非公開です。
- ◆ 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはありません。

【相談専用電話】

TEL **03-5253-5500**

FAX **03-5253-5197**

電話受付時間 平日 9:30~12:00/13:00~17:00

【相談専用メールアドレス】

soudan@ml.soumu.go.jp

8. 委員会ウェブサイトを紹介

委員会では、ウェブサイトにて、委員会開催状況、紛争処理マニュアル等各種資料、紛争事例等を掲載しております。

電気通信紛争処理委員会ウェブサイト

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/index.html

Telecommunications Dispute Settlement Commission
TDSOC 電気通信紛争処理委員会

English サイトマップ 支援ツールについて

Google カスタム検索

電気通信事業者間、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間、ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間等で、協議が難航した際、解決に向けてお手伝いします。

Consulting
相談はお気軽に!
事業者相談窓口
TEL: 03-5253-5500
FAX: 03-5253-5197
相談窓口の電話受付時間:
平日 9:30~12:00 / 13:00~17:00
e-mail: soudan@ml.soumu.go.jp
連絡先・所在地 ▶ 詳細へ▶

Dispute Settlement
迅速に紛争を解決します
あっせんや仲裁により、これまで、平均1ヶ月半程度で紛争を処理、約6割の紛争を解決しています。
あっせん ▶ 仲裁 ▶

*一般の方の電話やインターネットなどの電気通信サービスに関するご相談は、総務省電気通信消費者相談センター（03-5253-5900）へ

◆ 新着情報 ▶ 以前の情報

24年1月31日	【お知らせ】	第119回委員会（24年1月23日～25日 文書による審議）の議事概要を掲載しました。
24年1月25日	【お知らせ】	あっせん事例2件を掲載しました。
24年1月23日	【お知らせ】	電気通信紛争処理委員会特別委員の改選がありました。
24年1月6日	【お知らせ】	第118回委員会（23年12月7日開催）の議事録を掲載しました。(PDF:261KB)
23年12月20日	【お知らせ】	第118回委員会（23年12月7日開催）の議事概要及び会議資料を掲載しました。
23年11月29日	【お知らせ】	12月7日に開催する次回委員会公開のご案内を掲載しました。
23年8月22日	【お知らせ】	第117回委員会（23年8月9日～11日 文書による審議）の議事概要を掲載しました。
23年7月29日	【お知らせ】	第116回委員会（23年6月28日開催）の議事録を掲載しました。(PDF:321KB)
23年7月26日	【お知らせ】	電気通信紛争処理委員会事務局の人事異動がありました。
23年7月6日	【お知らせ】	第116回委員会（23年6月28日開催）の議事概要及び会議資料を掲載しました。

◆ 利用案内

- 事業者相談窓口
- あっせん
- 仲裁
- よくある質問
- 委員会パンフレット
- 紛争処理マニュアル

◆ 委員会の概要

- 委員会の組織・機能・役割等
- 委員・特別委員・事務局
- 連絡先・所在地・交通

◆ 活動状況/紛争処理事例

- これまでの開催（議事概要・議事録・会議資料）
- 紛争処理件数・内訳
- 紛争処理事例集（あっせん/仲裁/答申/勧告）【内容別一覧(再掲)】
- 年次報告

◆ 伊資料集

- 関係法令
- 関係法令に関するマニュアル・ガイドライン等
- 調査報告書等

◆ リンク

- 総務省トップページ
- 情報通信政策ポータル
- テレコム競争政策ポータル
- 電波利用ホームページ
- その他リンク